

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 5 月 7 日（木）第103号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 1
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（農地整備課取扱い） 1
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結（河川課取扱い） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 2
- 包括外部監査契約の締結（監査委員事務局取扱い） 3
- 公 告
- 一般競争入札公告（鹿児島地域振興局取扱い） 4
- 正 誤
- 鹿児島県公報第93号の17（令和2年3月31日付け）の一部訂正（※）（総務福利課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第501号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ひばり 歯科・矯正歯科	指宿市山川小川字西野辺1559番1	令和 2 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備西牟田雪山地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 縦覧期間  
令和 2 年 5 月 8 日から同年 6 月 4 日まで
- 縦覧場所  
東串良町農地課

鹿児島県告示第503号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県大島支庁徳之島事務所総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 下田川水系 下田川	左岸堤防	大島郡徳之島町花徳字無田井田3048番1地先から同大字字混目2975番1地先まで

2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 徳之島町道  
路線名 花徳小学校横線

3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 徳之島町  
住 所 大島郡徳之島町亀津7203番地  
代表者 徳之島町長 高岡秀規

4 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

令和 2 年 5 月 7 日から道路の存続する日まで

鹿児島県告示第504号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域 の 名 称	区 域
福 永 地 区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市中山町字短ヶ尻1815番 2号 3号 鹿児島市中山町字短ヶ尻1810番 4号 鹿児島市中山町字短ヶ尻1806番 5号 鹿児島市中山町字短ヶ尻1807番 6号 鹿児島市中山町字短ヶ尻1835番1
三 栄 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から9号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と9号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地

	1号	鹿児島市宇宿六丁目915番3
	2号	鹿児島市宇宿六丁目908番15
	3号	鹿児島市宇宿六丁目908番26
	4号	鹿児島市宇宿六丁目908番27
	5号	鹿児島市宇宿六丁目956番1
	6号	鹿児島市宇宿六丁目956番12
	7号	鹿児島市宇宿六丁目952番5
	8号	鹿児島市宇宿六丁目952番
	9号	鹿児島市宇宿六丁目915番1
日当平9-1地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市下伊敷三丁目1039番3
	2号 4号 5号	鹿児島市下伊敷三丁目1016番29
	3号	鹿児島市下伊敷三丁目1037番51
	6号 7号	鹿児島市下伊敷三丁目1014番1
	8号	鹿児島市下伊敷三丁目1039番9
	9号	鹿児島市下伊敷三丁目1039番10
	10号	鹿児島市下伊敷三丁目1039番5
山田1地区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市山田町字中之迫473番1
	2号	鹿児島市山田町字中之迫485番
	3号	鹿児島市山田町字中之迫484番口
	4号	鹿児島市山田町字中之迫475番
松之口4-1地区	次に掲げる標柱の1号から10号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と10号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿児島市小野三丁目1474番1
	2号	鹿児島市小野町1475番1
	3号 4号 5号 6号	鹿児島市小野町1473番1
	7号 8号 9号	鹿児島市小野三丁目1473番2
	10号	鹿児島市小野三丁目1474番2

## 鹿児島県告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和2年5月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和2年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 通山芳之（公認会計士）  
住所 鹿児島市川上町2750番地229
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 5 月 7 日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務の名称

鹿児島港新港区一般駐車場等運営管理業務

## (2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

令和 2 年10月 1 日から令和 8 年 9 月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## (4) 履行場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

## (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 警備業の資格を有し、鹿児島県に営業所を設置していること。

## 3 入札参加資格の審査等

## (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

イ 印鑑証明書

ウ 納税証明書

（ア）消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

エ 警備業公安委員会認定証の写し

オ 鹿児島県公安委員会の警備業営業所設置届の写し

カ 過去5箇年の間にこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面

## (2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課  
鹿児島市小川町3番56号

イ 提出期限 令和 2 年 5 月20日（水）午後 5 時15分

## (3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和 2 年 5 月22日（金）までに電話により通知する。

## (4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## (5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

#### 4 入札の方法等

##### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月27日（水）午前11時

イ 場所 鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎5階小会議室  
鹿児島市小川町3番56号

##### (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
3の(2)に同じ。

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

##### (2) 契約保証金

免除する。

#### 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 9 最低制限価格

設定しない。

#### 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
 鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課  
 鹿児島市小川町3番56号 郵便番号 892-0817  
 電話番号 099-805-7308  
 ファックス番号 099-805-7406

**正 誤**

令和 2 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第93号の17中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	17	下から 7行目	誤	奨学資金管理専門員		
			正	奨学資金管理補助員		
	上から 2行目	誤	大成寮舎監		1級	29号給
			大成寮舎監		1級	29号給
		学芸推進員		2級	21号給	
		教育相談員		1級	37号給	
		補助事務員		1級	1号給	
	正	用地調査員		1級	29号給	
		下から 5行目	誤	月額 380,000円		
			正	月額 380,000円以内		
下から 3行目		誤	スクールカウンセラー		1時間につき 5,010円	
			広域スクールソーシャルワーカー		1時間につき 5,010円	
	正	スクールカウンセラー	有資格者	1時間につき 5,010円		
			準ずる者	1時間につき 3,006円		
		広域スクールソーシャルワーカー	有資格者	1時間につき 5,010円		
			準ずる者	1時間につき 3,006円		
	下から 1行目	誤	専門相談員		日額 7,010円	
		正	専門相談員		日額 7,010円	
部活動指導員			1時間につき 1,600円			
非常勤講師			大学教授級	1時間につき 6,100円		
			大学准教授級	1時間につき 5,100円		
			大学講師級	1時間につき 4,600円		
医学講師			1時間につき 5,650円			
県立学校 (週15時	1時間につき					

					間30分勤務)	2,820円
					小・中・義務教育 学校（週15時間30 分勤務)	1時間につき 2,820円
					養護・栄養教諭	1時間につき 2,820円
					その他	1時間につき 3,400円
					臨床心理相談員	日額 10,120円